

(平成26年3月 制定)

(平成28年3月 一部改定)

(平成30年3月 一部改定)

(令和5年 8 月 一部改定)

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめ」は、人間として絶対に許されないことであり、全ての学校において、「いじめ」の未然防止や早期発見・早期解消に努めている。

しかしながら、「いじめ」が背景事情として認められる子どもの自殺事案が全国的に発生していることや、道内においても、「いじめ」の認知件数が年間3000件を超えていることなど、極めて憂慮すべき状況が続いている。

こうした状況の中、全ての教職員が「いじめ」という行為や「いじめ」の問題に取り組む姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的に「いじめ」の問題に取り組むことが求められている。

本校では、「いじめは絶対に許されない」という認識に立ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組むことができるように、「いじめ」の未然防止を図りながら、「いじめ」の早期発見に取り組むとともに、「いじめ」を認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道小平高等養護学校

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

- いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめる生徒に対しては、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている生徒に対しては、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめの未然防止と早期発見は、学校・教職員の重要課題である。
- 教職員の言動が生徒に大きな影響力をもつことを認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。
- 児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応すると共に、日ごろから緊密に連携できる体制を構築する。

(3) いじめの内容

いじめの内容には、次のものなどが考えられる。

【抵触する可能性のある刑罰法規】

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 ※刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。 【暴行】
- ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。 【暴行、傷害】
- ⑤金品をたかられる。 【恐喝】
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 【窃盗、器物破損】
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 【強要、強制わいせつ】
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 【名誉毀損、侮辱】

(4) いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じる。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、ハラスメントや異質な他者を差別する大人の振る舞いを反

映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こる。

○いじめは、加害者と被害者だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、学級や部活動などの閉鎖性等により、潜在化したり深刻化したりする。

○いじめの衝動を発生させる原因としては、次の事が上げられる。

- ①心理的ストレス(弱者を攻撃することで解消しようとする)
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性の過度な高まりから、基準から外れた者に対し嫌悪感や排除意識が向けられることがある)。
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥被害者となることへの回避感情

○いじめは、人権に関する意識や正しい理解、他者を尊重する正しい態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を十分に行わなければ、多様性を認め合うことが出来ず、いじめが起こりうる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次にあげる 2 点が満たされていること。また、判断する時点において被害生徒(本人)、保護者への聞き取り等で認める。

- ①いじめにかかる行為が止んでいること、さらにいじめが止んでいる状態が 3 か月以上の期間継続していること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること。また、いじめ対策委員会においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、組織的に判断する。

2 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 人権教育の充実

○いじめは、「相手の基本的な人権を脅かす行為であり、絶対に許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。

- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 生徒の発達に応じた「男女平等」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などに関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感、自己肯定感の育成を図る取り組みを十分に行う。

(2) コミュニケーション活動を重視した教育活動

- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- 生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習内容を教育活動に取り入れる。
- 生徒が自他の意見に相違があっても互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。

(3) 自尊感情を高める教育活動

- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合える心を育てる。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が生徒の自己肯定感につながり、生徒を成長させる。

(4) 体験教育の充実

- 生徒が他者や社会、自然との関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気付き、発見し、体得する。
- 就業体験や体験学習、ボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を系統的に展開し、教育活動に取り入れる。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- PTAの各種会議や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、HP、学校便り、学級通信等による広報活動により、いじめについての啓発を行う。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付にくいところで

行われ、潜在化しやすいことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

また、いじめの情報の報告や生徒からの相談を受けた際には、教職員は迅速かつ組織的に対応し、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 日々の観察

○休み時間や昼休み等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。

(2) 観察の視点

○担任を中心に教職員は、情報を収集し、学校内や学級内にどのようなグループがあり、グループ内の人間関係がどうであるかを把握するよう努める(SNS含む)。

○気になる言動や表情を察知した場合、教職員間で情報を共有し、適切な指導を行い、関係修復にあたる。

○生徒達の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。

(3) 学校教育相談

○教職員と生徒達の信頼関係を形成する。

○日常生活の中での教職員の声掛けなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○全生徒を対象とした教育相談を実施する。

○6月と11月の年2回必ず生徒面談を実施し、記録を生徒指導部が保存・管理する。

(4) いじめ実態調査アンケート

○アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであると認識した上で、年2回(6月、11月)行う。

○実施方法については、記名、無記名等、状況に応じて配慮し実施する。

(5) SOS の出し方に関する教育

○日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員の信頼関係の構築に努め、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

(6) 日常生活指導(舎)

○集団生活で起こり得るトラブルの回避、卒業後の生活を見据えた自己決定能力、自己判断の育成、相手からの勧誘を断る力の育成、助けを求める力の育成を、生活指導部が中心となって課題別や実態に応じて実施する。

4 いじめへの対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実施計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ発見時の緊急対応

- いじめを察知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。
- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う必要がある。
- 短時間で正確な事実関係を把握するために、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。

(2) 重大事態とは

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

(3) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- いじめの事実を確認する。
- 安全・安心を確保する。心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 温かい人間関係をつくる。

(4) いじめている生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の苦痛に気づき、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

○孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度と根気強い指導を行う。

○いじめの内容によっては、生徒指導委員会を設け、特別指導や懲戒に関する指導を行う。

(5) 周りの生徒への対応

被害・加害生徒だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆や、見て見ぬふりをしたり、止めようしない傍観者となっていた生徒に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

○自分の問題として捉えられるようにする。

○望ましい人間関係づくりに努める。

○自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(6) いじめられている生徒の保護者への対応

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝えて、少しでも安心感を与えられるようにする。

○正確な事実関係を説明し、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

○保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

○継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

○家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(7) いじめている生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに連絡し、丁寧に説明する。

○いじめは誰にでも起こり得る可能性があることを伝える。

○生徒や保護者の心情に配慮する。

○行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。

○保護者の協力が必要であることを伝える。

○何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

(8) 教職員校内研修

いじめが起きた場合、教職員は当該生徒またはそれ以外の生徒への対応方法について確認する。さらに、必要であれば外部機関と連携し、事案対処等に関する校内研修を実施する。

(9) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育局との連携

○関係生徒への指導、支援、保護者への対応方法の助言

- 関係機関との調整
- 重大事態が発生した場合、速やかに報告する。
- ②警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害がある場合
 - 犯罪等の違法行為がある場合
 - SNS に関して削除申請などがある場合等
- ③福祉機関との連携（児童相談所、福祉課、スクールカウンセラー等）
 - 家庭の養育に関する指導、助言
 - 家庭での生徒の生活・環境の状況把握
- ④医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導、助言

5 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

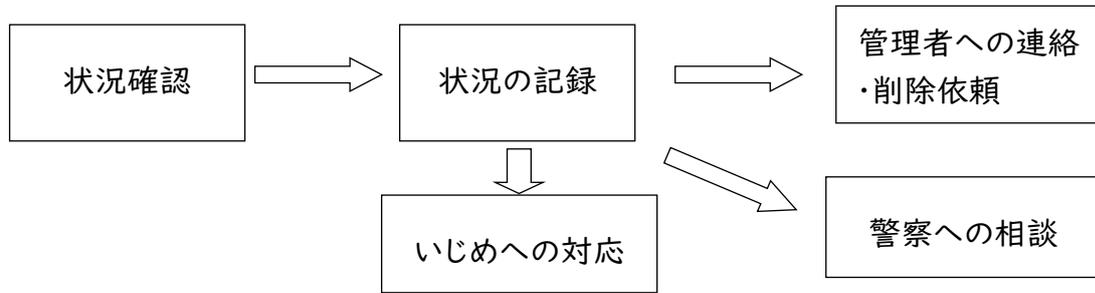
(1) ネットいじめの予防

- 保護者への啓発・協力依頼
 - a携帯電話・スマートフォン、タブレットの使用に関する保護者の見守りを依頼する。
 - bフィルタリングの設定を依頼する。
- 情報教育の充実
 - a情報モラル教育の充実を図る。（全校朝会、ホームルーム、生活科学などの学習を活用する）
 - bネット社会についての講話・研修会を実施して啓蒙する。（保護者・教員、生徒向けなど）

(2) ネットいじめへの対応

- ネットいじめの把握
 - a被害者からの訴えによる把握。
 - b閲覧者からの情報による把握。
 - c道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール情報による把握。
 - d学校独自の定期的なネットパトロールによる把握。

○不当な書き込みへの対応



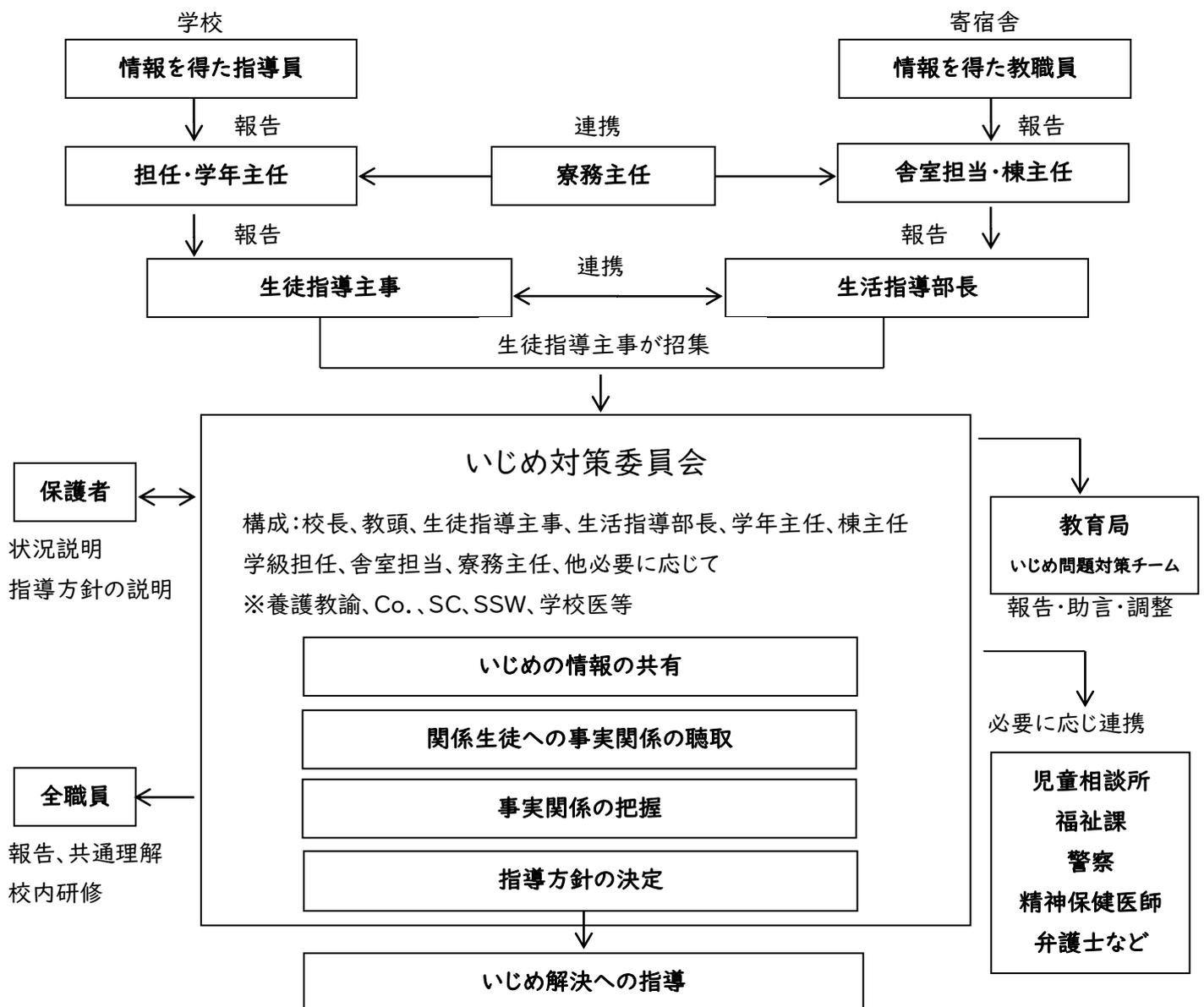
※わいせつ画像の拡散などに関しては、本人保護者の理解のもと、早急に警察へ相談する。

6 いじめ防止取り組みプログラム

学校いじめ防止プログラム(年間指導計画)を毎年作成、実施、見直しし、系統的に発達支持的生徒指導、予防的生徒指導に取り組む。また、校内支援委員会等で情報を共有し、未然防止、早期発見に努める。また、毎年「学校いじめ基本方針」と同時期に見直しするよう時期を明記する。

7 対策 早期発見・事案対処マニュアル

- 日常から生徒指導部（生徒指導主事）、寄宿舍生活指導部（生活指導部長）が中心となり、学年主任、学級担任、棟主任、舎室担当と連携をとって、いじめ取り組みプランを実施する。全教職員が気づいた、「いじめやいじめの疑いがある状態」の情報は、迅速にかつ組織的に報告する。
- 月1回定例で行われる、校内支援委員会においては、「いじめの疑いがある状態」だけではなく、「いじめに繋がりそうな行動」等のより細かな情報を共有し、未然防止・早期発見に努める。
- 「いじめやいじめの疑いがある状態」の情報については、生徒指導主事が収集し、「いじめ対策委員会」を立ち上げ、教頭、生活指導部長、学年主任、棟主任、学級担任、舎室担当、寮務主任を招集し、校長の指示、決定を仰ぎ報告をする。必要に応じて、養護教諭、コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等も招集・意見聴取する。



※いじめの解決に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから、指導方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。また、聞き取りや会議等についての記録を必ず残すようにする。